

閣議及び閣僚懇談会議事録

開催日時：令和8年6月22日（月） 8：21～8：29

開催場所：総理大臣官邸閣議室

出席者：高 市 早 苗 内閣総理大臣
林 芳 正 国務大臣（総務大臣）
平 口 洋 国務大臣（法務大臣）
茂 木 敏 充 国務大臣（外務大臣）
片 山 さつき 国務大臣（財務大臣、内閣府特命担当大臣）
松 本 洋 平 国務大臣（文部科学大臣）
上 野 賢一郎 国務大臣（厚生労働大臣）
鈴 木 憲 和 国務大臣（農林水産大臣）
赤 澤 亮 正 国務大臣（経済産業大臣、内閣府特命担当大臣）
金 子 恭 之 国務大臣（国土交通大臣）
石 原 宏 高 国務大臣（環境大臣、内閣府特命担当大臣）
小 泉 進次郎 国務大臣（防衛大臣）
木 原 稔 国務大臣（内閣官房長官）
松 本 尚 国務大臣（デジタル大臣、内閣府特命担当大臣）
牧 野 たかお 国務大臣（復興大臣）
あかま 二 郎 国務大臣（国家公安委員会委員長、内閣府特命担当大臣）
黄川田 仁 志 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
城 内 実 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
小野田 紀 美 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
陪席者：尾 崎 正 直 内閣官房副長官
佐 藤 啓 内閣官房副長官
露 木 康 浩 内閣官房副長官
岩 尾 信 行 内閣法制局長官

閣議案件：別添案件表のとおり。

○国会提出案件	4 件
○公布（法律）	3 件
○政令	8 件
○人事	3 件
○報告	2 件

いずれも、案件表のとおり、決定等となった。

議事内容：

○木原国務大臣：ただ今から、閣議を開催いたします。

まず、閣議案件について、尾崎副長官から御説明申し上げます。

○尾崎内閣官房副長官：国会提出案件について、申し上げます。まず、「独占禁止白書」について、御決定をお願いいたします。本件は、独占禁止法に基づき、昨年度の同法違反被疑事件の審査及び処理の状況等について国会に報告するものであります。

次に、「破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告」について、御決定をお願いいたします。本件は、金融再生法に基づき、昨年度下期の破綻金融機関の処理状況等について、国会に報告するものであります。

次に、日本銀行法に基づく「通貨及び金融の調節に関する報告書」の国会提出について、御決定をお願いいたします。本件は、日本銀行が作成した昨年度下期の経済・金融情勢等に関する報告について国会に提出するものであります。

次に、質問主意書に対する答弁書について、お手元の資料のとおり、御決定をお願いいたします。

次に、法律の公布について、御決定をお願いいたします。「社会福祉法等の一部改正法」外2件が、19日の参議院本会議において、可決成立したものであります。

次に、政令8件について、御決定をお願いいたします。まず、「地方税法施行令の一部改正令」は、秋田県秋田市及び福岡県久留米市について、最近の国勢調査の結果による人口が30万未満となったことから、事業所税の課税団体としての指定を取り消すものであります。

次に、「関税法施行令の一部改正令」は、沖縄県に所在する下地島空港を税関空港に指定するものであります。

次に、「健康保険法施行令等の一部改正令」は、老齢基礎年金の額の改定に伴い、高額療養費等の支給における所得区分の基準の一部を見直すものであります。

次に、「栄養士法施行令等の一部改正令」は、戸籍法等の規定との整合性の観点から、日本の国籍を有しない者に係る栄養士等の名簿等の登録事項について改めるものであります。

次に、「家畜伝染病予防法の一部改正法の施行期日令」は、同改正法の施行期日を本年7月1日等とするものであり、「家畜伝染病予防法施行令及び関税法施行令の一部を改正する等の政令」は、同改正法の施行に伴い、家畜伝染病の対象家畜に水牛を追加する等の改正を行うものであります。

次に、「JRA法の一部改正法の施行期日令」は、同改正法の施行期日を本年9月10日とするものであります。

次に、「国土交通省組織令の一部改正令」は、大臣官房に置かれる審議官の定数の改定を行うものであります。

次に、人事案件について、申し上げます。まず、青山学院大学法学部教授佐藤綾野を、日本銀行政策委員会審議委員に任命することについて、御決定をお願いいたします。

次に、裁判官人事といたしまして、退官するものについて、御決定をお願いいたします。

次に、酒井一彦外 6 7 名の叙位又は叙勲について、御決定をお願いいたします。

次に、一般職の国家公務員等及び自衛隊員に係る再就職状況について、御報告があります。本件は、国家公務員法及び自衛隊法に基づき、管理職職員であった者等から昨年度第 4・四半期になされた再就職に関する届出を内閣に報告するものであります。

○木原国務大臣：次に、外務大臣から御発言がございます。

○茂木国務大臣：コンゴ民主共和国・ウガンダ共和国におけるエボラ出血熱流行に対し、保健、水・衛生などの分野で支援を行うため、350万ドルの緊急無償資金協力を行うこととします。

○木原国務大臣：これをもちまして、閣議を終了いたします。

引き続き、閣僚懇談会を開催いたします。黄川田大臣から御発言がございます。

○黄川田国務大臣：男女共同参画週間について御説明申し上げます。この週間は、男女共同参画社会基本法の施行日である 6 月 23 日からの 1 週間、男女共同参画社会基本法の目的及び基本理念に関する理解を深めるため、毎年、実施しています。本年度のキャッチフレーズは、「あなたらしさが、社会のチカラ」です。全国各地でパネル展や講演会などの広報啓発活動が集中的に展開されます。また、男女共同参画週間の期間中である今月 25 日には、総理大臣官邸において、「男女共同参画社会づくりの功労者に対する総理表彰」を実施します。くわえて、29日には、「男女共同参画社会づくりに向けての全国会議」を開催します。閣僚各位におかれましては、男女共同参画社会の実現に向けて、関係施策を積極的に推進していただきますようお願いいたします。

○木原国務大臣：なお、海外出張された農林水産大臣の帰朝報告は、お手元の資料のとおりです。

ほかに御発言はございますか。

無いようですので、以上をもちまして、閣僚懇談会を終了いたします。

繰上げ閣議案件 $\left(\begin{array}{c} \text{令和8年} \\ \text{6月22日} \end{array} \right)$ (月)

◎国会提出案件

資料あり

- 令和7年度公正取引委員会年次報告書について
(決定) (公正取引委員会)
- // ○破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等
に関する報告について (決定)(金融庁・財務省)
- // ○日本銀行の「通貨及び金融の調節に関する報告書」
について (決定) (財務省)
- // ○衆議院議員田嶋要(中道)提出電気事業法改正案
の融資制度に関する質問に対する答弁書について
(決定) (経済産業省)

◎公布(法律)

資料なし

- ☆ {
- 1. 社会福祉法等の一部を改正する法律 (決定)
 - 1. 郵政民営化法等の一部を改正する法律
(決定)
 - 1. 国立国会図書館法及び国立国会図書館法の規
定により行政各部門に置かれる支部図書館及
びその職員に関する法律の一部を改正する法
律 (決定)

◎政 令

資料あり

- 地方税法施行令の一部を改正する政令 (決定)
(総務・財務省)
- // ○関税法施行令の一部を改正する政令 (決定)
(財務省)
- // ○健康保険法施行令等の一部を改正する政令
(決定) (厚生労働省)
- // ○栄養士法施行令等の一部を改正する政令 (決定)
(同上)
- // ○家畜伝染病予防法の一部を改正する法律の施行期
日を定める政令 (決定) (農林水産省)

- 資料あり ○家畜伝染病予防法施行令及び関税法施行令の一部
を改正する等の政令（決定）（農林水産・財務省）
- 〃 ○日本中央競馬会法の一部を改正する法律の施行期
日を定める政令（決定）（農林水産省）
- 〃 ○国土交通省組織令の一部を改正する政令（決定）
（国土交通省）

◎人 事

- 資料あり ○佐藤綾野を日本銀行政策委員会審議委員に任命す
ることについて（決定）
- 資料なし ☆判事補林 萌百外3名を願に依り免ずることにつ
いて（決定）
- 資料あり ☆琉球大学名誉教授酒井一彦外67名の叙位又は叙
勲について（決定）

◎報 告

- 資料あり ☆国家公務員法第106条の25第1項等の規定に
基づく報告について（内閣官房）
- 〃 ☆自衛隊法第65条の11第5項の規定に基づく報
告について（防衛省）

〔○署名あり ☆署名なし〕